

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月4日
【四半期会計期間】	第58期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）
【会社名】	船井電機株式会社
【英訳名】	FUNAI ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 林 朝則
【本店の所在の場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072(870)4304
【事務連絡者氏名】	理事 事業管理本部長 福家 久雄
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072(870)4304
【事務連絡者氏名】	理事 事業管理本部長 福家 久雄
【縦覧に供する場所】	船井電機株式会社 東京支店 （東京都千代田区外神田4丁目11番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜1丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第3四半期 連結累計期間	第58期 第3四半期 連結累計期間	第57期 第3四半期 連結会計期間	第58期 第3四半期 連結会計期間	第57期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高（百万円）	240,096	248,073	95,436	80,977	302,777
経常利益又は経常損失（ ） （百万円）	2,393	12,042	3,599	2,453	1,226
四半期純利益又は四半期（当期） 純損失（ ）（百万円）	16,046	9,156	3,943	1,846	17,364
純資産額（百万円）	-	-	130,470	139,813	135,596
総資産額（百万円）	-	-	210,728	216,613	199,882
1株当たり純資産額（円）	-	-	3,810.66	4,080.52	3,963.72
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期（当期）純損失 （ ）（円）	470.66	268.57	115.68	54.16	509.33
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益（円）	-	266.64	-	53.73	-
自己資本比率（％）	-	-	61.65	64.22	67.61
営業活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	17,788	10,366	-	-	728
投資活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	9,743	7,211	-	-	10,795
財務活動によるキャッシュ・フ ロー（百万円）	4,546	9,627	-	-	2,563
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	-	-	30,814	49,180	40,180
従業員数（人）	-	-	2,642	2,533	2,590

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含んでおりません。

3．第57期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4．第57期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5．第57期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	2,533
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

### (2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	1,103 (102)
---------	-------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で表示しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績は次のとおりであります。

機器	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
映像機器(百万円)	49,112	122.0
情報機器(百万円)	14,260	61.5
その他(百万円)	2,769	120.7
合計(百万円)	66,141	105.4

(注) 1. 金額は製造価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)が販売している自己ブランド製品は需要予測による見込生産を行っております。従いまして、受注状況は記載しておりません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績は次のとおりであります。

機器	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
映像機器(百万円)	58,523	24.9
情報機器(百万円)	15,847	48.6
その他(百万円)	6,606	3.2
合計(百万円)	80,977	15.2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
WAL-MART STORES, INC.	35,338	37.0	24,902	30.8
TARGET CORPORATION	-	-	9,233	11.4

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

#### 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

##### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間における当社の主要市場である米国では、大規模な政策支援に支えられ、景気は緩やかに回復しております。しかし、歴史的な高失業率が続いており自律的な景気回復には未だ至っておらず、個人消費の伸びは緩慢で消費者は低価格志向を強めました。

当民生用電気機器業界におきましても、製品の低価格化は顕著となり厳しい状況が続いております。機器別には主要製品であります液晶テレビは既存の主要市場である日・米・欧のみならず経済成長の著しい中国市場でも需要は大幅に拡大いたしました。また、新たにLEDバックライト採用の液晶テレビが上市され、エコ対応や高画質などその特性から今後の急速な普及が予測されます。一方、主要部材である液晶パネルの需給はタイトな状況が続き価格は高止まりしております。

このような状況下、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の当第3四半期連結会計期間の売上高は80,977百万円（前年同四半期比15.2%減）となりました。利益面につきましては、テレビ事業の採算改善などにより営業利益は1,477百万円（前年同四半期1,047百万円の損失）、経常利益は2,453百万円（前年同四半期3,599百万円の損失）、四半期純利益は1,846百万円（前年同四半期3,943百万円の純損失）となりました。

当社グループの事業はすべて電気機械器具の製造販売に集約されており、事業区分はしておりませんが、機器別の売上高は次のとおりであります。

##### 映像機器

映像機器では、液晶テレビは市場の成長と中小型サイズの需要増に伴い販売数量は増加いたしました。昨年来の経済環境の悪化及び競争激化で市場単価の下落は続いており金額は減少いたしました。また、DVD関連製品も売上が減少しております。その主な理由は、昨年6月に生産を終了した米国市場向けテレビ用セット・トップ・ボックス（ ）が減少したことであり。加えて、今後の成長製品として期待されるブルーレイディスクプレーヤーも昨年の上市以降未だ成長期に入っておらず、一方で単価下落は加速し売上金額が前年同四半期を下回ったことなども減収の要因となりました。この結果、当該機器の売上高は、58,523百万円（前年同四半期比24.9%減）となりました。

（ ）デジタル信号をアナログ信号に変換する装置で、既存のアナログテレビで地上波デジタル放送の視聴を可能にする製品。米国では平成21年6月に地上波アナログ放送が停止されました。

##### 情報機器

情報機器では、デジタルスチルカメラはOEM先からの受注の一巡により売上計上がありませんでしたが、プリンターはOEM先からの受注増により売上を伸ばしました。その結果、当該機器の売上高は、15,847百万円（前年同四半期比48.6%増）となりました。

##### その他

上記機器以外の売上高は、6,606百万円（前年同四半期比3.2%減）となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

##### 日本

外部顧客に対する売上高は30,623百万円（前年同四半期比27.5%増）、営業利益は197百万円（前年同四半期比62.5%減）となりました。

##### 北米

外部顧客に対する売上高は47,733百万円（前年同四半期比27.5%減）、営業利益は195百万円（前年同四半期27百万円の損失）となりました。

##### アジア

外部顧客に対する売上高は251百万円（前年同四半期比582.0%増）、営業利益は1,179百万円（前年同四半期1,210百万円の損失）となりました。

##### 欧州

外部顧客に対する売上高は2,370百万円（前年同四半期比57.2%減）、営業利益は3百万円（前年同四半期673百万円の損失）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第2四半期連結会計期間末に比べ1,067百万円増加し、49,180百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における営業活動の結果使用した資金は3,513百万円（前年同四半期は5,669百万円の獲得）となりました。これは主にたな卸資産の増加及び仕入債務の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における投資活動の結果使用した資金は480百万円（前年同四半期は2,221百万円の使用）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における財務活動の結果獲得した資金は2,265百万円（前年同四半期は606百万円の使用）となりました。これは主に短期借入金の増加によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分については、前事業年度の有価証券報告書の提出日後、次のように経過しております。

当社は、大阪国税局より平成20年6月16日に受領した、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間の当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知について、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を行っていましたが、平成21年7月23日に、当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。本件につきましては、現在、大阪地方裁判所で、前回（平成17年6月28日付）のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分の取消請求訴訟と併合して審理が行われております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、3,027百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月4日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	36,104,196	36,104,196	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	36,104,196	36,104,196	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までのストックオプションの権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19(平成13年改正前商法)に基づく新株引受権

(平成13年6月27日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	311,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,549
新株予約権の行使期間	平成16年1月1日から 平成22年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,549 資本組入額 4,775
新株予約権の行使の条件	・新株予約権行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。 ・新株予約権に関するその他の細目については、平成13年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づく取締役会決議による。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権の譲渡、質入その他の処分又は相続は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 上記の新株予約権は、旧商法第280条ノ19(平成13年改正前商法)に基づき付与された新株引受権であります。

2. 「新株予約権の目的となる株式の数」は、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権  
 (平成14年6月26日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,996
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	399,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,150
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成23年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,150 資本組入額 7,575
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権行使時における条件                      当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、                      当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧                      問のいずれかであること。                      当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧                      問であること。                      当社又は当社子会社と締結した契約による社外コ                      ンサルタント及び研究者のいずれかであること。</li> <li>・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当                      社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契                      約に定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成15年6月25日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,785
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	378,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,646
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,646 資本組入額 6,823
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・新株予約権行使時における条件 当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧 問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コ ンサルタント及び研究者のいずれかであること。</li><li>・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当 社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契 約に定めるところによる。</li></ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</li></ul>
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,599
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	359,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,167
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成25年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,167 資本組入額 8,084
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・新株予約権行使時における条件 当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社もしくは当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。</li><li>・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。</li></ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	256
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,836
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成25年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,836 資本組入額 8,418
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・新株予約権行使時における条件 当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、従業員又は当社もしくは当社子会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 当社又は当社子会社と締結した顧問契約による顧問であること。 当社又は当社子会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。</li><li>・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。</li></ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(平成17年6月23日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,464
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	346,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,369
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成26年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,369 資本組入額 6,185
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権行使時における条件 当社もしくは関係会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、従業員又は当社もしくは関係会社と締結した顧問契約による顧問のいずれかであること。 当社又は関係会社と締結した顧問契約による顧問であること。 当社又は関係会社と締結した契約による社外コンサルタント及び社外研究者のいずれかであること。</li> <li>・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)「新株予約権の目的となる株式の数」は、特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権  
(平成20年6月19日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	4,177
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	417,700(注)1.2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,609
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から 平成29年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,609 資本組入額 805
新株予約権の行使の条件	・新株予約権行使時における条件 当社及び関係会社の取締役、執行役、監査役、会計参与、執行役員及び従業員のいずれかであること。 ・その他の細目については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は当該時点において、対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率(1株未満の株式は切り捨てる)

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 特別決議における新株発行予定数から既に発行した株式数及び権利喪失により発行しなくなった株式数を減じております。

3. 新株予約権の取得事由

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとします。

4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約

権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定するものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定するものとします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

新株予約権の取得事由

上記(注)3に準じて決定するものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成21年10月1日～平成21年12月31日	-	36,104,196	-	31,280	-	32,806

(5) 【大株主の状況】

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者2者から大量保有報告書(平成21年5月11日付)の変更報告書(平成21年10月6日付)の提出があり、平成21年9月30日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有内容
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	株式 1,155,600株
ハイブリッジ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 10019 ニューヨーク ウェスト57ストリート 9、27階	株式 56,900株
ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 19713 ニューアーク・スタントン・クリステイアナ・ロード500	株式 124,300株

「所有内容」の株式数は平成21年10月6日付の変更報告書に記載されていた株式数であります。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,011,400	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式34,086,500	340,865	-
単元未満株式	普通株式 6,296	-	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	36,104,196	-	-
総株主の議決権	-	340,865	-

【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号	2,011,400	-	2,011,400	5.57
計	-	2,011,400	-	2,011,400	5.57

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	3,280	3,690	4,030	4,210	3,970	4,100	4,670	4,910	5,320
最低(円)	2,675	2,810	3,170	3,720	3,370	3,640	3,950	4,200	4,570

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	91,768	96,503
受取手形及び売掛金	34,113	28,844
商品及び製品	32,599	20,925
仕掛品	1,461	1,635
原材料及び貯蔵品	14,394	8,116
その他	6,241	7,957
貸倒引当金	233	273
流動資産合計	180,345	163,709
固定資産		
有形固定資産	<sup>1</sup> 15,868	<sup>1</sup> 16,025
無形固定資産	5,126	5,647
投資その他の資産		
その他	16,028	16,061
貸倒引当金	754	1,561
投資その他の資産合計	15,273	14,499
固定資産合計	36,268	36,173
資産合計	216,613	199,882
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	41,185	28,157
短期借入金	4,373	12,938
未払法人税等	1,507	1,623
製品保証引当金	2,289	2,191
その他の引当金	504	302
その他	21,772	15,168
流動負債合計	71,633	60,382
固定負債		
長期借入金	700	666
引当金	2,423	2,343
その他	2,043	894
固定負債合計	5,167	3,904
負債合計	76,800	64,286

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,280	31,280
資本剰余金	33,245	33,245
利益剰余金	118,124	110,047
自己株式	24,340	24,340
株主資本合計	158,308	150,233
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	182	98
為替換算調整勘定	19,376	14,999
評価・換算差額等合計	19,193	15,098
新株予約権	51	17
少数株主持分	645	443
純資産合計	139,813	135,596
負債純資産合計	216,613	199,882

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
売上高	240,096	248,073
売上原価	202,259	200,334
売上総利益	37,836	47,738
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 34,563	<sup>1</sup> 36,192
営業利益	3,273	11,546
営業外収益		
受取利息	3,085	584
受取配当金	56	33
その他	370	287
営業外収益合計	3,512	904
営業外費用		
支払利息	282	56
持分法による投資損失	157	31
為替差損	3,514	113
その他	437	207
営業外費用合計	4,392	408
経常利益	2,393	12,042
特別利益		
前期損益修正益	357	-
固定資産売却益	6	0
投資有価証券売却益	-	34
その他	113	7
特別利益合計	478	41
特別損失		
固定資産処分損	19	59
特別販売協力金	850	-
投資有価証券評価損	2,797	-
関係会社整理損	634	-
その他	244	15
特別損失合計	4,547	75
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	1,676	12,009
法人税等	2,579	2,637
過年度法人税等	<sup>2</sup> 16,838	-
法人税等合計	14,258	2,637
少数株主利益	111	215
四半期純利益又は四半期純損失( )	16,046	9,156

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	95,436	80,977
売上原価	85,216	67,251
売上総利益	10,220	13,726
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 11,268	<sup>1</sup> 12,249
営業利益又は営業損失( )	1,047	1,477
営業外収益		
受取利息	1,300	137
受取配当金	14	9
為替差益	-	855
その他	21	69
営業外収益合計	1,336	1,072
営業外費用		
支払利息	108	13
持分法による投資損失	35	0
為替差損	3,678	-
その他	65	82
営業外費用合計	3,888	96
経常利益又は経常損失( )	3,599	2,453
特別利益		
貸倒引当金戻入額	2	-
その他	0	-
特別利益合計	3	-
特別損失		
固定資産処分損	11	2
投資有価証券評価損	2,425	-
その他	189	1
特別損失合計	2,626	4
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	6,222	2,449
法人税等	2,302	519
少数株主利益	23	82
四半期純利益又は四半期純損失( )	3,943	1,846

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	1,676	12,009
減価償却費	3,671	4,271
貸倒引当金の増減額( は減少)	493	830
退職給付引当金の増減額( は減少)	117	48
受取利息及び受取配当金	3,142	617
支払利息	282	56
持分法による投資損益( は益)	157	31
有形固定資産売却損益( は益)	30	1
投資有価証券売却損益( は益)	26	34
投資有価証券評価損益( は益)	2,797	4
売上債権の増減額( は増加)	24,972	6,523
たな卸資産の増減額( は増加)	11,405	19,103
仕入債務の増減額( は減少)	21,149	15,310
その他	14,386	5,515
小計	1,628	10,138
利息及び配当金の受取額	2,247	1,109
利息の支払額	278	56
法人税等の支払額	4,546	2,518
法人税等の還付額	-	1,693
過年度法人税等の支払額	16,838	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,788	10,366
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	67,579	80,957
定期預金の払戻による収入	19,180	91,312
有形固定資産の取得による支出	3,440	2,868
有形固定資産の売却による収入	662	8
無形固定資産の取得による支出	161	661
投資有価証券の取得による支出	247	408
投資有価証券の売却による収入	1,137	510
貸付金の回収による収入	40,828	69
その他	124	205
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,743	7,211
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	7,352	8,208
長期借入れによる収入	-	600
長期借入金の返済による支出	1,086	566
配当金の支払額	1,704	1,363
その他	15	88
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,546	9,627
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,299	681
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	26,285	8,632
現金及び現金同等物の期首残高	57,100	40,180
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	367
現金及び現金同等物の四半期末残高	<sup>1</sup> 30,814	<sup>1</sup> 49,180

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第2四半期連結会計期間から、子会社であるP&F MEXICANA, S.A. DE C.V.は重要性が増加したため、連結の対象に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 14社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用非連結子会社 持分法適用非連結子会社の変更 当第3四半期連結会計期間から、持分法適用関連会社であった嘉匯実業有限公司は、持分比率が増加したため、持分法適用非連結子会社となりました。 変更後の持分法適用非連結子会社の数 1社 (2) 持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 当第3四半期連結会計期間から、嘉匯実業有限公司は、子会社となったため、持分法適用関連会社から除外しております。 変更後の持分法適用関連会社の数 1社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更 請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。 これによる売上高及び損益に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	前第3四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することといたしました。なお、前第3四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「投資有価証券売却益」は26百万円であります。 「投資有価証券評価損」(当第3四半期連結累計期間4百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結累計期間より特別損失の「その他」に含めて表示することといたしました。 「関係会社整理損」(当第3四半期連結累計期間11百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結累計期間より特別損失の「その他」に含めて表示することといたしました。
	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
(四半期連結貸借対照表関係)	「長期貸付金」(当第3四半期連結会計期間423百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結会計期間より投資その他の資産の「その他」に含めて表示することといたしました。 前第3四半期連結会計期間において、流動負債の「引当金」に含めて表示しておりました「製品保証引当金」は、負債及び純資産総額の100分の1を超えたため、当第3四半期連結会計期間より区分掲記することといたしました。なお、前第3四半期連結会計期間の流動負債の「引当金」に含まれる「製品保証引当金」は1,518百万円であります。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	当社及び国内連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)を採用しているため、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は、58,698百万円であります。</p> <p>2. タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、現在、裁判において当社の正当性を主張しております。</p> <p>追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれぞれ16,651百万円(附帯税を含め19,184百万円)及び15,038百万円(附帯税を含め16,838百万円)であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、平成19年3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。</p> <p>なお、本税制は対象となる外国法人の各事業年度終了の時の現況によって判定されますので、ご参考までに調査対象年度の翌連結会計年度である平成20年3月期以降について、当社の香港子会社の所得に対する当該税制による影響額を試算した場合、当社が平成20年3月期及び平成21年3月期において当社の香港子会社より受領した配当額を対象所得から控除して算出した結果、法人税、住民税及び事業税の見積りは合計で約700百万円となります。この影響額につきましては、上記理由により現時点では、会計処理を行っておりません。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額は、58,566百万円であります。</p>

( 四半期連結損益計算書関係 )

前第 3 四半期連結累計期間 ( 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日 )	当第 3 四半期連結累計期間 ( 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日 )																
<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">販売手数料</td> <td style="text-align: right;">4,443百万円</td> </tr> <tr> <td>特許権使用料</td> <td style="text-align: right;">5,700</td> </tr> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td style="text-align: right;">5,084</td> </tr> <tr> <td>試験研究費</td> <td style="text-align: right;">4,354</td> </tr> </table> <p>2. タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分          当社は、平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。前回(平成17年6月28日付)のタックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分について大阪地方裁判所で審理が進んでいる状況において、前回同様に更正処分がなされたことは誠に遺憾であり到底承服できるものではなかったため、当社は、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を行いました。審査請求に基づく審理は継続中ですが、審査請求を行ってから3か月が経過し、取消訴訟を提起できる状況になりましたので、平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。今後は、前回の訴訟と併合して審理が行われることとなります。</p> <p>追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め15,038百万円(附帯税を含め16,838百万円)であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号)に従い、第1四半期連結会計期間において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。</p> <p>なお、本税制は対象となる外国法人の各事業年度終了の時の現況によって判定されますので、ご参考までに調査対象年度の翌事業年度以降の当社の香港子会社の所得について当該税制による影響額を試算した場合、当社が平成20年3月期において当社の香港子会社より受領した配当額を対象所得から控除して算出した結果、法人税、住民税及び事業税は合計で約700百万円と見積もられます。この影響額につきましては、上記理由により現時点では、会計処理を行っておりません。</p>	販売手数料	4,443百万円	特許権使用料	5,700	従業員給料手当	5,084	試験研究費	4,354	<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">販売手数料</td> <td style="text-align: right;">2,639百万円</td> </tr> <tr> <td>特許権使用料</td> <td style="text-align: right;">9,250</td> </tr> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td style="text-align: right;">4,787</td> </tr> <tr> <td>試験研究費</td> <td style="text-align: right;">4,399</td> </tr> </table>	販売手数料	2,639百万円	特許権使用料	9,250	従業員給料手当	4,787	試験研究費	4,399
販売手数料	4,443百万円																
特許権使用料	5,700																
従業員給料手当	5,084																
試験研究費	4,354																
販売手数料	2,639百万円																
特許権使用料	9,250																
従業員給料手当	4,787																
試験研究費	4,399																

前第 3 四半期連結会計期間 ( 自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日 )	当第 3 四半期連結会計期間 ( 自 平成21年10月 1 日 至 平成21年12月31日 )																
<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">販売手数料</td> <td style="text-align: right;">1,758百万円</td> </tr> <tr> <td>特許権使用料</td> <td style="text-align: right;">1,142</td> </tr> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td style="text-align: right;">1,772</td> </tr> <tr> <td>試験研究費</td> <td style="text-align: right;">1,312</td> </tr> </table>	販売手数料	1,758百万円	特許権使用料	1,142	従業員給料手当	1,772	試験研究費	1,312	<p>1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">販売手数料</td> <td style="text-align: right;">757百万円</td> </tr> <tr> <td>特許権使用料</td> <td style="text-align: right;">3,199</td> </tr> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td style="text-align: right;">1,610</td> </tr> <tr> <td>試験研究費</td> <td style="text-align: right;">1,275</td> </tr> </table>	販売手数料	757百万円	特許権使用料	3,199	従業員給料手当	1,610	試験研究費	1,275
販売手数料	1,758百万円																
特許権使用料	1,142																
従業員給料手当	1,772																
試験研究費	1,312																
販売手数料	757百万円																
特許権使用料	3,199																
従業員給料手当	1,610																
試験研究費	1,275																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)
現金及び預金勘定 84,047百万円	現金及び預金勘定 91,768百万円
預入期間が3か月を超える定 期預金 53,233	預入期間が3か月を超える定 期預金 42,587
現金及び現金同等物 30,814	現金及び現金同等物 49,180

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 36,104千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,011千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 51百万円

(注) 当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月1日 取締役会	普通株式	1,363	40	平成21年3月31日	平成21年6月4日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

当社グループの事業はすべて電気機械器具の製造販売に集約されており、事業区分はしておりません。  
このため事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

当社グループの事業はすべて電気機械器具の製造販売に集約されており、事業区分はしておりません。  
このため事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	24,008	65,856	36	5,534	95,436	-	95,436
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	21,895	13	31,097	0	53,004	(53,004)	-
計	45,904	65,870	31,133	5,533	148,441	(53,004)	95,436
営業利益又は営業損失 ( )	525	27	1,210	673	1,385	338	1,047

当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	30,623	47,733	251	2,370	80,977	-	80,977
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	46,311	2	49,636	0	95,952	(95,952)	-
計	76,934	47,736	49,887	2,371	176,930	(95,952)	80,977
営業利益	197	195	1,179	3	1,576	(98)	1,477

前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	86,290	140,671	359	12,773	240,096	-	240,096
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	102,869	26	144,494	13	247,404	(247,404)	-
計	189,160	140,698	144,854	12,786	487,500	(247,404)	240,096
営業利益又は営業損失 ( )	2,340	1,638	2,397	2,318	4,057	(784)	3,273

当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	83,049	159,082	442	5,498	248,073	-	248,073
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	144,873	27	153,899	2	298,802	(298,802)	-
計	227,923	159,109	154,341	5,500	546,876	(298,802)	248,073
営業利益又は営業損失 ( )	5,688	4,567	5,417	902	14,770	(3,224)	11,546

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米 : 米国
- (2) アジア : 香港、マレーシア、タイ
- (3) 欧州 : ドイツ、ポーランド

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	北米	アジア	欧州	その他	計
海外売上高（百万円）	71,098	1,759	11,359	2,366	86,582
連結売上高（百万円）					95,436
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	74.5	1.8	11.9	2.5	90.7

当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	北米	アジア	欧州	その他	計
海外売上高（百万円）	55,322	2,702	8,918	2,648	69,592
連結売上高（百万円）					80,977
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	68.3	3.3	11.0	3.3	85.9

前第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	北米	アジア	欧州	その他	計
海外売上高（百万円）	171,124	5,897	30,865	5,418	213,306
連結売上高（百万円）					240,096
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	71.3	2.4	12.8	2.3	88.8

当第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	北米	アジア	欧州	その他	計
海外売上高（百万円）	180,227	6,365	23,872	7,122	217,588
連結売上高（百万円）					248,073
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	72.6	2.6	9.6	2.9	87.7

- （注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。  
 2．各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。  
 (1) 北米　　：米国、カナダ  
 (2) アジア　：香港、シンガポール  
 (3) 欧州　　：ドイツ、イギリス、フランス  
 (4) その他　：オーストラリア  
 3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

（有価証券関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成21年12月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成21年12月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年 3月31日)
1 株当たり純資産額 4,080.52円	1 株当たり純資産額 3,963.72円

2 . 1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失

前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)
1 株当たり四半期純損失 470.66円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1 株当たり四半期純利益 268.57円 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 266.64円

(注) 1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失 ( ) (百万円)	16,046	9,156
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ( ) (百万円)	16,046	9,156
期中平均株式数 (千株)	34,093	34,092
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	-	246
(うち新株予約権 (千株))	( - )	(246)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失 115.68円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 54.16円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 53.73円

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失( ) (百万円)	3,943	1,846
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失( ) (百万円)	3,943	1,846
期中平均株式数(千株)	34,093	34,092
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	271
(うち新株予約権(千株))	(-)	(271)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

## 2【その他】

### タックスヘイブン対策税制について

(1) 当社は、平成17年6月28日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成14年3月期から平成16年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を、また、平成18年11月16日に大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

その後、平成20年7月3日、大阪国税不服審判所より、当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社は、この裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではありません。現在、裁判において当社の正当性を主張しております。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）が平成19年3月8日付けで改正され、追徴税額の会計処理方法が明文化されたため、平成19年3月期に「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(2) 当社は、平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成17年3月期から平成19年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成20年8月6日に大阪国税不服審判所に対して審査請求を、また、平成20年11月14日に大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起いたしました。

その後、平成21年7月23日、大阪国税不服審判所より、当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。当社は、今回の裁決は誠に遺憾であり到底承服できるものではありません。今後は、裁判において当社の正当性を主張してまいります。現在、大阪地方裁判所では、前回の訴訟と併合して審理が行われております。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、平成21年3月期に「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。